

市町村合併における情報システム統合の現状と課題

清水 春 樹

はじめに

地域社会を取り巻く環境は変化し、地方分権の時代が本格的に進行している。市町村は財政基盤を強化し、地方分権の実現を果たす活動を推進している。その一つとして、財政基盤の強化のための手段として、市町村合併が全国的に推進されてきた。具体的に合併が検討され始めると、市町村では合併のための合併協議会や合併に関する研究会が設置され、合併する際の作業や手続きなどの検討に入る。合併に当たっては、従来別々に行ってきた情報システムを期限内に如何に速やかに統合し、新しい市の情報システムとして、住民サービスに応じられるように、統合するかが問題となる。

本論では市町村合併の事例として山梨県の北杜市、甲斐市、南アルプス市、笛吹市、埼玉県ふじみ野市など、5市の情報システム統合の実際を調査し、また資料をもとに全国的な情報システムの統合がどのように行われ、合併に当たっての問題点をどう克服して新システムを構築し、新市の発足に間に合わせたのか、また、今後地方自治体のIT化及び電子化にどのように取り組んでいくべきか等について考察したものである。

1. 市町村合併の目的

(1) 市町村合併の歴史的経緯

我が国における市町村合併は過去2回の合併を経て現在の市町村の姿になってきている。そして3回目の平成の大合併が行われたのである。第1回目は近代的地方自治制度として「市制町村制」(明治21年4月25日公布)が敷かれ、約300～500戸を標準規模として全国的に行われたものである。この合併は71,314の市町村が15,858(市39, 町村15,819)となり約5分の1に再編された。明治21～22年の明治の大合併である。

第2回目の合併は昭和28年(1953年)から36年頃まで行われた昭和の大合併である。この合併では約3分の1にあたる3,472にまで再編された。この合併の目的は、戦后市町村の業務範囲が拡大されてきていることに伴い、規模による合理化を目指したものである。規模として8,000人以上の住民を標準として行われたものである⁽¹⁾。

明治時代に行われた我が国の地方自治制度は地方による自治ではなく、国家の統制を計るための出先機関の整備という意味合いがあった。従って、明治の大合併は統制を維持する目的で、国策として市町村の数を削減することを目的として行われたものである。また、昭和の市町村

合併も戦後の地方自治法（昭和22年5月施行）が施行され、市町村の業務が急激に増加し、且つ権限が強化されそれに対する財源の確保を目的として強制的に合併が行われ、国主体の合併であった⁽²⁾。

（2）平成の大合併

平成の市町村合併は市町村数1,000を目標に推進されてきた。この合併では1999年3月末の時点で3,232であった市町村数は1,410減少し、1,822となった。当初総務省は「1000自治体」まで削減することを目標にしていたが、その数には達しなかったが減少率43.6%となり、地方自治体の歴史的な改革の一つである。この合併も基本的には地方分権と財政難への対処であり過去2回の改革と大差はない。異なる点は第1に国主体ではなく、住民にアンケートや住民投票を行って決める、また住民の発議により合併協議会が設置して行う所もあり、住民主体の合併である。第2に情報システムの統合に多くの時間を要することである。自治体の業務の合理化及びサービスに情報システムが活用され、なくてはならないものになっているからである。これは過去の合併にはなかったことである。

平成の大合併がなぜ行われることになったかという点と第1に国及び特に地方の厳しい状況にあり、地方行政サービスの向上や庁内の業務の効率化などが求められていたこと。第2に少子高齢化になり、労働人口が減少することに加えて、福祉、医療サービスが求められてくる。地方行政はそのサービスの充実とそれに伴う財源の確保が必要になる。第3に行政サービスに対する住民のニーズは多様になり高度化してきている。これに対応するためには、財政を豊かにし、人材を確保することが求められ、ある程度規模の拡大が必要となる。第4に行政の権限を地方に移転し、行政サービスの決定及び責任を自治体が負うという、いわゆる地方分権の推進のためにも規模を拡大し財政面の強化をはかることが求められたなどが主な理由である。

市町村合併を行う効果としては、市町村の規模を拡大することにより、地方行政の強化をはかることができ、合併を契機に業務の合理化、人員の削減等を計ることが可能となることである⁽³⁾。

今回の市町村合併では、ここ数年財政状態がさらに厳しくなり、少子高齢化対策、電子自治体の推進などが迫られ、全国的に市町村合併を検討する団体が増え、2002～2003年にかけては「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）の適用期限が2005年3月31日に迫ってきていることあり、全国的に急速に合併が行われた。合併特例法は地方交付税の算定額の特例、地方債の特例、議会の議員の定数、在任に関する特例などがあり、合併を有利に推進することが出来る法令である。この合併特例法の期限内に合併を行うことを目標にしたわけである。さらに、2004年5月に合併三法が公布された。それは①市町村の合併に関する法律、②市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律、③地方自治法の一部を改正する法律である。これらは現行の合併特例法の期限が迫る中での経過措置としての意味合いが強い法律である。特に③は2005年3月31日前に一定の手続きを終えて2006年3月31日までに合併を行ったものに

については、合併特例法が適用された。従って合併三法は最終段階で合併をしようと思っている市町村には極めて有効であった。

2. 合併による情報システムの統合作業について

(1) 情報システムの統合に当たって

現在、各市町村は情報システムが導入され、基幹業務をはじめ財務、給与、住民への広報など種々の業務がコンピュータ化されている。もしこれらのシステムに障害が起きると大きな損害を与えることになる。合併に当たって色々準備作業があるが、最も労力と時間を要するのが情報システムの統合作業である。情報システムの統合に労力を要し、困難を伴う要因を上げると下記の事項を挙げることができる。

- ① 旧市町村間の異なる業務処理及び異なるシステムの調整が必要である。
- ② 情報システム統合には多くの費用がかかる。
- ③ データの統合が必要である。
- ④ 統合の基本的な考え方や統合方法を決めなければならない。
- ⑤ 各業務の統合様式を決めて、その上でそれをサポートする情報システムの統合作業をする。
- ⑥ 失敗は許されない。
- ⑦ 合併準備期間という限られた期間内に行わなければならない。
- ⑧ 上層部が情報システムに対して理解が乏しい。
- ⑨ 参考にする事例が少ない。

財団法人地方自治センターは2002年度に「市町村合併に情報システムのあり方に関する調査研究」をまとめ、情報システム統合の現状を把握・整理し、検討すべき事項をマニュアルにして全国の会員市町村に無償で配布し、また、市町村合併に伴う情報システム統合の11のポイントとしてサイトにも公開している。このマニュアルは2002年度の時点で、既に合併した市町村や、当時合併協議を進行中であった市町村の、情報システム担当者へのヒアリングを中心にシステム統合の手順、方法、留意点について示している。調査対象になった市町村の担当者の意見、苦勞したことなどが掲載されているので、後続の合併市町村のシステム担当者には、大いに参考になったことと思われる。合併に当たって情報システム担当部署では、まず新市の発足までに完全に統合を終えて、順調に稼働することを最優先に考えていることが解る。このマニュアルから先に合併したシステム担当者たちが、どのような問題に直面し、どう解決していったかがわかり、後続の担当者たちは大いに役立つ筈である⁽⁴⁾。

(2) 情報システム統合の形態

情報システムを統合する場合、4つの形態を挙げることができる。

- ① 合併を契機に既存の情報システムを廃止して、新規システムを導入して効率化を計るやり方である。欠点は限られた期間内に適切にシステムを構築できるかどうかという危険性がある。

（新規システム構築型）

- ② 合併する市町村の中から一つの市町村の既存システムを採用する方法である。例えばX市、Y市、Z市が合併する場合、合併に当たってすべての業務について最も優れているX市の既存システムに統合し、他の市のシステムは廃止する方法をとる。この場合はY市やZ市の職員にはシステムの変更となるので、理解を求める必要がある。（片寄型）
- ③ この形態は業務ごとに旧市町村の既存システムを各々採用する方法である。例えばX市、Y市、Z市が合併する場合、住民情報システムはX市の既存システムを採用し、財務管理はY市、給与業務はZ市の既存システムを採用する方法である。各市のシステムが残ることで公平感があるが、データを統合して使用する場合、既存システム同士を結合するシステム構築が必要になる。（分割型）
- ④ この形態は業務ごとに旧市町村の既存のシステム同士を結び活用していく方法である。例えばX市、Y市、Z市が合併する場合、各々既存システムは残し情報連携のシステムを構築する必要がある。既存システムを使用するので、職員の業務処理上の混乱は少ない。また、データを移行することもない。しかし、システム連携の仕組みが必要になり全データを使用する場合に問題があり、合併による効果が出ない。この方法は合併時のトラブルを一時的に回避しておきたい時に使用される。（混合型）

合併に当たりどの形態を採用するかを、見極めることが重要である。

3. 市町村合併におけるシステム統合の事例

実際に合併を行った市町村が、情報システムの統合をどのように行い、色々の課題を克服して新市の発足に間に合わせたのか、合併後情報化をどう推進していくのか等を5市の情報システム部門の管理者に聞き取り調査したものである。

（1）ふじみ野市情報システム統合の事例

1) 合併した市町

合併は埼玉県上福岡市と大井町の合併である。平成17年10月1日に合併し、ふじみ野市として発足する。

2) 統合の方針

①合併日までの期間が短いこと及び現行システムを見直す時期に来ていたことを踏まえて、また、コンサルタントの調査検証報告を受けて統合形態として片寄せ型を選択し、旧上福岡市のシステムに統合する。

②システム統合により行政サービスの均一化、統合化を図ることを目標とし、事務の迅速化、円滑化を目指した機能、電子市役所の基礎となる機能、システムを安全に稼働させ、個人情報等行政情報の保護を図る機能をシステムとして確立する。

③現行システムを統合し、合併後早期に次期新システムを検討する。ベンダーは移行の容易

性、正確性の観点から既存のベンダーを選択する。

3) 統合推進体制

統合作業は合併準備推進本部の中に設置された情報統計作業部会と2市町の各業務の担当者で当たる。なお、統合期間が短いため総合管理をコンサルタントに依頼する。統合前担当要員は上福岡2名、運用SE4名（委託常駐）、大井町2名、運用SE5名（委託常駐）、パンチャー1名（委託常駐）である。

4) ハードウェア、ソフトウェア及び機種、台数など

2市町共に住民情報系業務はNEC製コンピュータを使用、上福岡市はN3336—08（モデル8SV）、パソコンは上福岡市はすべてNEC製、大井町はNEC、富士通、東芝製を使用、896台（H19.3.31現在）である。

5) システム統合に当たっての考え方及び統合方法

統合については住民情報系業務はコンサルタント業者を交えて検討し、期間が短いことから、システムの安定稼働を第1に考え、2市町が同一メーカーのコンピュータを使用していたこともあり、旧上福岡市のシステムへの片寄せ方式を採用する。統合作業はNECとの委託契約により実施する。内部情報系業務は各業務間の連携を重視して、統合化された新たなシステムとするため、3業者（NEC、富士通、ジャパンシステム）の提案を担当職員、コンサルタント業者を交えて審査した結果、ジャパンシステムのものを採用した。統合作業の進捗管理については、コンサルタント会社に監理業務を委託して進捗管理を行った。

6) 統合時の改善点及び課題について

住民情報系業務の改善要望は色々あったが、統合作業期間が極めて短期間であったため、合併時のシステム統合を最優先し改善は見送ったが、内部情報系業務は職員のポータル機能により業務連携が図られ、文書管理システムを新たに導入した。

7) 合併後の情報システム構築の推進計画

平成19年度に情報化基本計画を策定し、現行の住民情報系システムの老朽化による対策、及び統合時の改善要望に応えるために、現行のホストコンピュータによる自己電算システム方式を平成21年度にCS方式の新システムに移行する予定である。

(2) 笛吹市の情報システム統合の事例

1) 合併した町村

笛吹市は平成16年10月12日付で、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町の6町村が合併し、平成18年8月1日付で芦川村が統合して7町村による合併である。元の東八代郡すべての町村が笛吹市に統合したわけではなく、前述の6町村と芦川村は笛吹市に、中道町は甲府市に、豊富村は中央市に統合している。

2) 統合時の情報システム稼働状況と統合方針

各町村は種々の業務をコンピュータ化していたわけであるが、ベンダーは主にNECとYCC

に分かれていた。石和町はNEC製コンピュータ（オープン系）により自前でシステム開発を行っていた。御坂町、一宮町、八代町はYCC（地元ベンダー）に、春日居町はNECに業務を委託していた。統合に当たり各町村の管理職間で協議した結果、機関係の業務については主に石和町の情報システムを中心に統合することに決定する。即ち機関係業務はNECのパッケージ（コーカス）を使用し、人事・財務などの業務はYCCに委託することを決定する。NECとYCCへの業務委託比率は6対4の割合となる。学校、図書館などのシステムは単独のシステムとする。統合形態としては旧町村時代のシステムの特徴を生かしていわゆる分散型方式となる。

3) 情報システム統合方針

従来から石和町を中心に情報化を積極的に推進してきており、県内でも情報化推進度では、甲府市、富士吉田市に次いで3位である。主要業務は新市が発足する10月までに完了するが、福祉系の保育・健康管理など、平成16年度中に集計すれば良い業務は6ヶ月遅れの平成17年4月までに完了させることとする。統合に当たっては個人情報の漏洩の防止データ変換ミスなどセキュリティを重視する。市独自のデータベースを構築し、既に敷設済みの広域のイントラネットをさらに拡大して、県全体で予定している光ケーブル回線と接続し、電子自治体を目指す。

4) 統合時の課題及びその対応

- ①住民サービス系のデータ変換業務は業者に委託する。情報セキュリティを重視し、個人情報の部外持ち出しを禁止する。
- ②現行との並行処理を3ヶ月間行うが、データ入力、照合に苦心する。
- ③業者に委託して行った統合作業の最終チェックは職員が全て行う。
- ④ベンダーの決定及び業務委託等の決定については、職員の意見を聞き、コンサルタント業者を加え、評価委員会を設ける。また、客観的な視点から決定するために、評価基準を作成して評価する。
- ⑤システム統合により使いにくいという苦情があったが、まず期間内に統合を完了することを優先して、改善する事項は統合後に回してもらおう。業務処理の改善については法改正や予算の問題やフル・カスタマイズすることは出来ないとした。
- ⑥データのバックアップ体制の強化をはかる。

5) 合併後の情報システム構築の推進計画

- ①統合時に保留にしてきた課題の改善に取り組む。
- ②住基カードを住民全員に広め、多目的に利用できるようにし電子自治体をめざして情報化を推進する。このカードが市役所と住民を緊密にする道具とする。
- ③住基カードの自動交付機を7カ所設置しているが、さらに増設していく予定である。
- ④事業及び事務作業の評価を市民が行い、官民共同作業を目指し、民間に委託できるものと役所で出来るものとを明確に切り分けて推進する。
- ⑤学校、図書館、体育館を結ぶネットワーク化を図り市民の便宜をはかる。

(3) 甲斐市の情報システム統合の事例

甲斐市は平成16年9月1日付で竜王町、敷島町、双葉町の3町を合併した市である。

1) システム統合時の情報システム及び統合方針

統合の方針としては、第1にパッケージソフトを使用するが、標準仕様に業務処理を合わせて、できるだけカスタマイズしないようにする。第2に今後の法改正等に多額の経費がかからないようにシステムの標準化、共同化を図り、低コスト、高水準のシステムの構築をめざす。第3に本庁は旧竜王町役場として本体システムを設置し、支所の旧敷島町役場、双葉町役場には電算の専門職員を置かなくても、管理運用できる体制及びシステム形態とする。第4に業者選定に当たっては合併時に安定稼働させることを第一義とし、安全性、効率性、迅速性を優先するが、システム開発やメンテナンス費等の経費、サポート体制についても考慮する。

旧情報システムは竜王町が富士通系のパッケージソフト（ポリス）を使用し、敷島町は内田洋行製のパッケージソフトを使用し、双葉町はYCC（山梨計算センター）のパッケージソフト（関西系）を使用していた。統合費用は3町で均等に配分する。

2) 情報システム統合スケジュール

- ①平成15年4月に2社のコンサルタント業者から「電算システム統合に伴う調査報告書」を提出してもらい、その提案書に基づいて、限られた期間内に安全且つ効率よく統合できる業者を選定する。
- ②業者は既存の業者及び自治体への納入実績が多い業者から提案してもらい。平成15年11月にプロポーザルを検討し、住民情報システムは富士通（株）に、財務・人事システムは日本電気（株）に、戸籍システムは日立製作所（株）に委託することを決定する。従って業務形態としては分散型を採用する。
- ③システム統合時のデータ入力作業に臨時職員3名を採用し計4名でデータ入力を行う。
- ④業務サーバは竜王町庁舎に設置し管理運用を行う。
- ⑤旧業務サーバは旧庁舎に残し、合併前の住民票の発行、旧町の税データ確認等のため平成17年6月まで利用する。
- ⑥委託業務は住民情報サービス関係では39業務、財務・人事関係で12業務を委託する。

3) システム統合の課題及び苦慮した点

- ①システムごとにカスタマイズされた部分があったため、新システムの仕様検討に難航した。
- ②システム統合後、システムの不具合が多発したことである。
- ③新旧システムの平行稼働期間、データの追いかかり入力に職員へ相当の負荷がかかったことであろう。

4) 統合後のシステム改善及び推進計画

- ①5～6年後の業務システムの入れ替え、情報系パソコンの買い替え時の費用負担を検討する。
- ②出先機関で発生した機器等障害への即時対応を検討する。
- ③職員からの端末装置の増設、出力帳票の追加・変更等の要望への対応を検討する。

- ④平成22～23年までに住基カードに一本化して、自動交付を実現するよう努める。
- ⑤市役所への収納率を上げるためにクレジットカードでの支払いを可能にする。

（4）南アルプス市の情報システム統合の事例

1) 合併した町村

平成15年4月1日付で八田村、白根町、芦安村、若草村、櫛形町、甲西町の6町村が合併した。

2) 統合時の情報システム状況と統合方針

旧町村におけるシステム環境はそれぞれ異なるパッケージソフトを使用して主要業務は電算化されていた。

住民系業務では八田村はニューメディア（株）の業務パッケージソフト、白根町はNECのCOKKAA-N及びWindowNT、COBOLなど、芦安村と若草村はWCC（株）のパッケージソフト、櫛形町は富士通製ソフト、COBOLによる自作プログラム、IBM製パッケージソフトを使用していた。

戸籍業務は白根町はNECソフト、櫛形町は富士通製ソフト、甲西町はIBMソフトを使用し、YCC（株）に委託していた。旧巨摩・峡南地区は平成8～9年にかけて国及び県の地域情報化政策の枠組みの中で補助金を受け一人一台パソコン体制になっていた。また平成12～13年には光ケーブルを敷設し通信インフラはほぼ整備されるなど、合併以前にある程度地域内で情報通信に関する共通の整備が整っていたことが、合併による統合を容易にした。

平成13年合併協議会の中に電算分科会が設置され、統合作業の検討が開始され、統合の容易さ、使いやすさ、サポート体制等からNEC製COKKAA-Nの導入を決定する。平成14年7月からNEC甲府支店に委託し移行作業を開始する。同12月から4ヶ月間平行作業を経て平成16年4月の合併より新システム稼働となる。

3) システム統合における課題と留意点

統合に当たって下記の事項にどう対処するか苦慮する。

- ①6町村の異なるシステムを期限内に如何に速やかに統合するか。
- ②使い慣れた現場のシステムが変わることによる動揺をなくし、新システムを受け入れてもらうかを苦心する。
- ③統合を契機に如何に省力化しコストダウンを計るか。6町村が新システム導入になるので、妥協してもらう必要があるが、どう説得するかが問題であった。
- ④統合の費用と効果を明確に把握して適切に評価することが必要である。

4) 統合後のシステム構築の推進

- ①さらにコストダウンを計るため平成22年新システムに移行する予定である。
- ②国及び県の補助金を受け、全町村に光ケーブルを敷設して通信機器を入れ替える。
- ③近隣の市町と提携し広域自治体としてIT化を推進し、電子自治体を目指す。

(5) 北杜市の情報システム統合の事例

1) 合併した町村

平成16年11月1日に須玉町、高根町、長坂町、白州町、大泉村、明野村、武川村の7町村が合併した。なお、平成18年3月15日付で小淵沢町が加入している。

2) 統合時の情報システム及び統合方針

当時須玉町、高根町、白州町、大泉村、武川村の5町村は地元のベンダーのYCC（株）（TKCソフトに委託しており、長坂町は甲府情報システム（株）（NEC製ソフト）に委託し、明野村は（株）電算に委託して電算化を行っていた。

システム統合の主な基本方針を列挙すると下記の如くである。

- ①基本的には短期間で、安価に、合併時にシステムを安定稼働させ、住民サービスの低下を来さない。
- ②本庁、支所いずれでも同様の各種手続きを行うことができるシステムとする。
- ③合併時（平成11月1日）に安全に稼働できる開発体制を作る。
- ④業務別に機能の優れたパッケージソフトを新規に採用する。
- ⑤7町村の各業務はカスタマイズせず、できるだけパッケージソフトに合わせる。
- ⑥システムの専門要員を置かなくても運用できるシステムとする。
- ⑦その他、個人情報保護、開発コスト、拡張性等を重視する。

なお、北杜市は戸籍系システム、住民サービス系システム、内部情報系システムと3つの業務に分けて検討する分散型の形態である。

3) システム統合の課題

- ①新システムの導入に当たってある程度妥協してもらうが、使いやすくする工夫をすることである。
- ②ベンダー選定に当たっては数社に絞り提案書を提出してもらい、点数化した総合評価資料を作成して委託業者選考委員会で決定する方式を採用する。
- ③運用は受託者へアウトソーシングして効率化をはかることにする。
- ④システムの拡張性が高く将来性を有するものかどうかを見極める。

4) システム統合の経緯

システム統合取組の主な経緯についての概要は下記の如くである。

- ①平成15年4月18日総合情報ネットワーク整備説明会開催しシステム統合に関する基本コンセプトについて協議する。
- ②情報システム導入に当たってメーカ選定のため数社に絞って提案書を依頼し選定作業を行う。
- ③提案内容はハード・ソフト関係、データ・コンバート関係、システム開発、管理運営関係、教育研修関係、統合スケジュール、価格等の項目について詳細な提案書を提出してもらう。
- ④メーカ選定に当たっては、機能性、信頼性、使用性、効率性、保守性、移植性の観点から評

価する。評価については合併・電算分科会の評価と職員の評価も加えて総合評価を行う。その結果情報系システムは（株）A社、業務系は文書関係は（株）B社、財務関係はC社（株）に決定する。

- ⑤情報センターの設置工事、光ケーブル工事など整備事業者の選定及び工事の推進を行う。
- ⑥その間研修会、他自治体の視察等を行う。
- ⑦7町村の既存システムデータの移行についてベンダーと協議し実行する。
- ⑧庁内LAN及び関連施設LAN工事、IP電話導入、グループウェアシステム、文書管理システム、Webメールシステム等の導入、データコンバートなど、移行作業に着手し平行作業を2ヶ月行い、平成16年11月1日の合併日に新システム稼働となる。

5) システム統合後のシステム構築計画

- ①新システムへの移行後の不都合な点の改善を行いながら、現場職員の研修を行い使いやすいシステムを目指して改善を行う。
- ②個人情報の漏洩を防止する対策をさらに強化し、また認証システムを見直しセキュリティを強化する。
- ③後期高齢者医療制度など法改正が行われたシステムの改訂を行っている。

(6) システム統合の事例のまとめ

ヒアリング調査のまとめとして下記の事項を挙げることができる。

- ①5市について調査を行ったが、いずれも統合に成功している。その主な要因は担当者のリーダーシップによるもの、及び国や県の補助金の有効利用によるところが大きい。
- ②一町村が実施していたことを合併によりすべての町村に拡大して実施するメリットがある。即ち、合併により規模の拡大による効率化、機能の共有によるサービスの向上が果たせる。
- ③システム統合の期間が短いので、取り敢えず合併に間に合わせることに重点をおいている例が多い。従って、システムに利用するパッケージソフトをカスタマイズせず極力既製のソフトに合わせるため、使いやすさの点で問題が生じている。
- ④統合形態は分割型または片寄せ型を採用するケースが多い。
- ⑤メーカー及びベンダーの選定に当たっては、従来から委託している業者を重視しているが、安易な考えではなく大変シビアな検討が行われて、選定を行っている。
- ⑥システム統合によりコストダウンをはかり、サービスの地域格差を少なくしようと努力していることが窺える。しかし、今後は情報化の推進の上で財政的に豊かな市との格差が拡大する可能性がある。
- ⑦合併本部は情報システムの統合の苦勞に対する理解が欠けていると思われる。

4. 全国地方自治体との比較

(1) 調査対象自治体の全国自治体での情報化比較

日経パソコン2007年7月23日号誌に全国自治体の情報化進展度が「e都市ランキング」として発表されている。それによると今年度は1,606の自治体（市・区731、町716、村159）から回答を得てランキングを算出している。「eランキング」の算出方法は「情報サービス」40点、「アクセシビリティ」10点、「庁内情報化」15点、「情報化政策」20点、「セキュリティ」15点の5項目ごとに点数化して、その合計得点でランキングを算出している⁽⁶⁾。

このeランキングにおいて今回調査した山梨県の4市はどのような位置にランクされているかを表すと図表1の通りである。

図表1 4市の情報化推進度の全国ランキング

	総合順位	人口	総合得点	情報サービス	アクセシビリティ	庁内情報化	情報化政策	セキュリティ
南アルプス市	486	72,776	53.7	26.3	1.6	6.7	9.8	9.3
甲斐市	546	72,744	51.5	24.5	2.0	6.8	6.0	12.2
笛吹市	262	71,930	63.5	28.2	4.7	9.5	9.8	11.3
北杜市	642	50,135	49.1	24.4	4.2	7.2	4.5	8.8

出典 「日経パソコン」2007. 7. 23号より抜粋

1,606市町村の中、笛吹市が262位で最も上位にランクされ、次いで南アルプス市が468位、甲斐市が546位、北杜市が642位である。4市共に40%以内にランクされている。但し市・区のみ731自治体と比較すると、北杜市、甲斐市は下位にランクされる。山梨県全体で12市あるが、甲府市が218位、富士吉田市236位、笛吹市262位、韮崎市318位と上位にランクされ、中央市が931位と最下位である。概ね町村合併を行った市の方が情報化を推進し、eランキングが上位にランクされている。4市は合併して日が浅いこともあり、Webページのアクセシビリティ（アクセスの容易さ）の確保、情報化政策としての情報化に関する基本計画の見直し、ITを利用した防犯、防災対策、初等中等学校の情報化に関する政策を立案する余裕がない状況にある。

ちなみに山梨県には町村合併により12市が存在するが、eランキングを総合評価でみると、上位から甲府市、富士吉田市、笛吹市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市、都留市、中央市の順である。全国1,606市町村のうち900番台以内にランクされている。項目別にみると、「アクセシビリティ」が10点中0.6、1.6、2.0、2.4等低い市があり、情報化政策も20点中4.5、5.8、6.0等低いことが総合ランキングを下げている要因であるとおもわれる。全国の市の平均点が57.4であるので、甲府市、富士吉田市、笛吹市、韮崎市以外は平均点を下回っている⁽⁷⁾。

今後は第一に高齢者及び障害者を含む利用者に配慮したアクセシビリティを高め、また情報化に関する基本計画を見直し充実すること、第二にこのアンケートで上げているITによる防犯、防災対策、図書館の情報化等を鋭意推進していくことが望まれる。第三に市民が市役所に行かなくても必要なサービスが受けられるようにする、また時間外にも利用できるようにする。例えば自動交付機を既に導入している市もあるが、さらに拡張することである。このような設備

の導入については近隣の市町村と共同で開発し導入する。

（2）全自治体の情報化状況

全自治体の情報化の現況、特にWebサイトによる情報サービスに関する取組み及び新たな情報化対策など、主な事項を列挙すると以下の通りである。

- ①地域や行政の行事・イベントの紹介は97.7%の自治体が、また地域の観光・物産の案内は93.8%の自治体が電子化している。
- ②部署ごとのメール・アドレスを掲載して住民に有用な情報を発信している自治体が57.4%あり、メールで自治体への問い合わせを夜でも可能にしている。
- ③インターネット経由で図書館の蔵書の貸出し予約ができる。
- ④携帯電話向けサイトを開設している自治体は56.2%あり過半数を超えているが、パソコン向けサイトと比較するとまだ少ない。携帯電話の場合画面サイズが小さいので、十分情報が伝達出来ないのでは、両者を使い分けているケースが目立っている。携帯電話とパソコンに同じ情報を流している自治体は多いが、アクセス数は携帯電話の方が多い。
- ⑤Webサイトから色々な情報やサービスを提供できるようになっても使い勝手がよいかどうか、問題である。特に視覚障害者への配慮が必要である。サイト内情報検索機能を提供している自治体は64.8%と低く、また、アクセシビリティ対策を立てているが26.6%に止まっており、その対策の研修を実施している自治体は15.1%と低調である。このアクセシビリティを向上させるには、その体制を整備し、職員への研修を行うなど準備に万全を期すことである。
- ⑥市役所内の業務の効率化、省力化をはかるためにパソコンの導入は増加しており、職員一人一台以上導入している自治体は昨年（2006年）は73.9%に対し、今年は87.8%と向上している。また職員全員にメールアドレスを割り当てている自治体は66.9%から今年は73.9%に上がっている。その他グループウェアの活用、スケジュール管理システム、電子掲示板などが利用されている。しかし、決裁業務を迅速に且つ効率的に行う決裁システムを導入する自治体は20.4%に止まっている。
- ⑦自治体では端末機を設置して色々な手続きや申請ができる業務システムを構築し、総合窓口を設けて住民へのサービスを行っている所が13.2%ある。また住民票の写しなどを交付している「自動交付機⁽⁸⁾」を設置している所が16.8%ある。自動交付機は市役所の窓口が開いていない早朝、深夜、休日に利用できるもので、利便性の高いサービスである。従って今後大いに導入されていくことを期待する。但し、高いIT投資が必要になるので、導入に当たっては、費用対効果を見極めることが必要である。

5. 今後の取組みについて

- (1) 自治体が新しい情報サービスとして取組みは始めているのが、「電子納付」である。こ

これは税金や料金などを、インターネット経由で支払うサービスである。これは夜間や休日でも自宅のパソコンや携帯電話を利用して、支払うことができる。現在北本市、千葉市、市川市、東京都目黒区、中野区など2.9%と少ないが実施している。この制度のメリットとして、庁内の省力化と納付率の向上を上げている。

- (2) クレジット決済を導入する自治体がある。2006年に法律が改正になりカード決済が可能になったからであるが、現在、藤沢市の軽自動車税の支払いに、及び三重県玉城町が、住民税、国民健康保険料、水道料金の徴収などに適用している。メリットは窓口で支払いを待つ必要がなくなること、また、口座振替よりも残高不足で処理できない可能性が低いなどである。但しクレジット会社に支払う手数料が発生するが、メリットを考えると今後この利用が増加すると思われる。

おわりに

市町村合併において情報システムの統合を、如何に速やかに行って合併日までに完了させたかについて、山梨・埼玉両県の5市をヒアリング調査した。調査内容としては①合併前の各町村の情報システム（コンピュータ化している業務、ハードウェア、ソフトウェア、担当要員数など）、②情報システム統合の基本的コンセプト、③統合形態、スケジュール、④統合の課題とその克服方法（苦心談）⑤合併後の情報システム構築計画などである。続いて全国自治体の情報化の進展度と比較して調査した自治体がどの位置にランキングされているか等について考察し、また今後自治体はu-Japan政策のもとで電子自治体への取組みをどのように行っていくのかについて考察した。

結論として言えることは、第1にどの自治体も失敗することなくシステム統合を果たしている。その要因は情報システム部署の責任者のリーダーシップによるところが大であると思われる。統合形態としては合併の町村数、旧町村時代のシステム開発の状況等によるが片寄型又は分割型が多い。第2に準備期間が短いため、まず合併に間に合わせることに重点をおき、合併後漸次改善を行っていく方法を取っている。第3に合併には多くの時間と費用がかかるが、国の政策であるため合併特例法など、優遇措置がとられたので、実行が可能であったところもある。今後の情報化には如何にして上層部と住民の理解を得て予算を確保するかが問題である。第4にすべての自治体が情報システム統合を実行するに際し、移行作業の方法、新システム構築、及びメーカー、ベンダーの選定に当たって、専門のコンサルタント業者に調査を依頼し意見を求め、厳粛に決定している。第5に調査した自治体は全国の731市と情報化進展度を比較すると、笛吹市は上位にランクされているが、その他は下位にランクされる。要因は「アクセシビリティ」と「情報化政策」が低いことによるので、今後積極的に推進することを期待する。

市町村合併の目的は業務処理の効率化、住民サービスの向上、財政面の改善、地域の活性化などであるが、この目的を達成するには、積極的な情報システム構築の推進とその有効活用が不可欠である。また、逆に情報システムをさらに推進するには、市町村合併を行い、自治体の

規模を拡大しなければ不可能であると思われる。

（注）

- (1) (株) 日立製作所、前田みゆき著他『市町村合併と情報システム』、日本経済評論社、2002年、1～2頁。
- (2) (株) 日立製作所、前田みゆき著『同上書』、2頁。
- (3) 情報通信総合研究所編『情報通信アウトLOOK 2006、IT大融合の時代』、NTT出版、365～369頁。
- (4) 情報通信総合研究所編『情報通信アウトLOOK 2005、大競争時代を迎えて』、NTT出版、295～299頁。
- (5) (株) 日立製作所、前田みゆき著『前掲書』、8頁。
- (6) 日経BP社編「日経パソコン2007. 7. 23号」、66頁。
- (7) 日経BP社編「同上書」、76頁。
- (8) 日経BP社編「前掲書」、64～71、75頁。
- (9) 日経BP社編「前掲書」、72～73頁。

参考文献

1. (株) 日立製作所前田みゆき他著『市町村合併と情報システム』日本経済評論社、2002年
2. 情報通信総合研究所編『情報通信アウトLOOK 2005年』NTT出版、2004年
3. 情報通信総合研究所編『情報通信アウトLOOK 2006年』NTT出版、2005年
4. 情報通信総合研究所編『情報通信アウトLOOK 2007年』NTT出版、2006年
5. 市町村アカデミー監修『電子自治体の情報政策』ぎょうせい、平成18年
6. 中西啓之著『市町村合併（町の将来は住民がきめる）』自治体研究社、2004年
7. 日経BP社編「日経パソコン」日経BP社、2006・7/24号
8. 日経BP社編「日経パソコン」日経BP社、2007・7/23号
9. 日経BP社編「日経コンピュータ」日経BP社、2003・2/10号
10. 日経BP社編「日経コンピュータ」日経BP社、2004・4/5号
11. 日経BP社編「日経コンピュータ」日経BP社、2003・2/10号
12. 日経BP社編「日経コンピュータ」日経BP社、2007・10/29号
13. 議会と自治体編集部編『市町村合併と地方財政』新日本出版社、2004年
14. 御園慎一郎著『電子自治体』日本法令、平成18年
15. 宮崎正康・地域研究会編『IT活用で地域が変わる』ぎょうせい、2005年
16. 高島茂樹著『市町村合併・そこが知りたい』ぎょうせい、平成16年
17. 末木達男著『分権時代の街づくり』文芸社、2004年
18. 日経パソコン編集中野淳『自治体情報化年鑑2007』日経BP社、2007年
19. 島田達巳著『自治体の情報セキュリティ』学陽書房、2006年